

社会福祉法人春日市社会福祉協議会共催及び後援に関する要綱

令和7年 7月 2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の共催及び後援（以下「後援等」という。）の名義使用の許可について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催 趣旨又は目的が本会の社会福祉事業の方針に合致し、本市の社会福祉の発展に寄与する事業について、共同して主催する者として責任を明確にした上で事務事業の一部を負担するものをいう。
- (2) 後援 趣旨又は目的が本市の社会福祉事業の発展に寄与する事業について、本会の名義を使用することを承認するものをいう。

(対象事業)

第3条 後援等の使用を承認する事業は、国、地方公共団体が行う事業のほか、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が、市民福祉の増進等に寄与すると認められるものであること。（政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的とする団体は除く。）
- (2) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利を目的としないこと。
- (3) 事業の実施場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止に関する措置が講じられていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要とする要件を満たすこと。

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは承認しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 営利及び商業宣伝を目的とするもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しているもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が承認を行うことが不相当と認めるもの。

(申請)

第4条 承認を受けようとする者は、後援等を使用する日の1ヶ月前までに、春日市社会福祉協議会后援等申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、承認または不承認を決定し、春日市社会福祉協議会后援等可否通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更の届け出及び取り消し)

第6条 後援等の承認を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り消したい場合は、速やかに春日市社会福祉協議会后援等変更届(様式第3号)を会長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠った場合、申請内容に著しく変更がある場合、第3条第2項のいずれかに該当する場合又は承認を受けた内容に反する事項があった場合は、後援等の承認を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第7条 後援等の承認を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告書(様式第4号)に関係書類を添えて会長に報告しなければならない。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 8月 1日から施行する。